

平成28年11月定例会

文教厚生委員会説明資料（その2）

教 育 委 員 会

目 次

I 提 出 案 件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
(1) 条 例 案	-----	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（教職員課）

ア 改正の理由

国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の学校職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県学校職員給与条例の一部改正

a 給料表の改定

(a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 初任給調整手当について、高等学校等教育職給料表の適用を受ける医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度額を5万6百円に引き上げることとする。

(b) 扶養手当について、子以外の扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が行政職給料表の9級に相当するものに対しては支給しないこととするとともに、配偶者に係る扶養手当の月額を6,500円（行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の等級が行政職給料表の8級に相当するものにあつては3,500円）に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を1万円に引き上げることとし、また、これに伴い、扶養手当に係る届出等について所要の改正を行うこととする。

- (c) 通勤手当について、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担する学校職員に支給する特別急行列車等に係る通勤手当の額を、その者の通勤に要する特別料金等の額に相当する額とすることとする。
- (d) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の90に引き上げることとし、また、再任用学校職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の42.5に引き上げることとする。
- (e) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の85に引上げ、12月期の支給割合を100分の85に引き下げることとし、また、再任用学校職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の40に引き上げ、12月期の支給割合を100分の40に引き下げることとする。

ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(b)、(c)及び(e)については、平成29年4月1日から施行することとする。
- (イ) イの(ア)のa及びbの(a)については平成28年4月1日から、イの(ア)のbの(d)については同年12月1日から適用することとする。